

- ¹〔8月10日、内閣総理大臣記者会見〕「2点の指示をいたしました。第1に、憲法上の信教の自由は尊重しなければなりません、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならないのは当然のことであり、仮に法令から逸脱する行為があれば、厳正に対処すること。第2に、法務大臣始め関係大臣においては、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して、万全を尽くすこと。これらを岸田政権として徹底し、国民の皆さんから信頼される行政運営を行ってまいります。」
- ² 現在は世界平和統一家庭連合。本取りまとめでは「旧統一教会」という。
- ³〔8月24日、内閣総理大臣記者会見〕「被害者救済の観点から、相談の体制や相談機関を強化する方向でしっかり検討し、連携して対応に万全を期すよう指示を出したところです。」
- ⁴〔10月17日、衆議院予算委員会宮崎政久議員に対する総理答弁〕総理は、同日、永岡桂子文部科学大臣、葉梨康弘法務大臣、河野太郎内閣府特命担当大臣に対し、本文記載の内容について、それぞれ指示を行った。
- ⁵ 日本弁護士連合会は、8月29日、「靈感商法及びその他反社会的な宗教的活動による被害実態の把握と被害者救済についての会長声明」において、本連絡会議について取り上げた上、「国のこのような取組は、被害者救済の第一歩として評価できるものであり、当連合会としても抜本的かつ実行的な解決策の構築に向けて、積極的に連携協力をしていく所存である。」と述べている。
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220829.html>
- ⁶ <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2022/220905.html>
- ⁷ 関係者として日本弁護士連合会の担当者も出席し、取組状況について説明がなされた。
- ⁸ 紹介先として警察を案内した相談の中には、犯罪が疑われるのではないかと考えられる相談もある一方、いわゆる見守り支援等に関する相談なども相当数ある。具体的にどのような相談が刑法等の刑罰法規に触れる疑いがあるかどうかについては慎重に決せられるべき事柄であり、その件数や内容について明らかにすることは困難である。
- ⁹ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく消費者教育推進会議に設けられる「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて、幅広い世代に対応した「消費者力」を身に付けるための新たな教材を開発するほか、典型的なトラブル事例について手口や対処法に関する教材の充実、関係団体等と連携した啓発の強化を行う。
- ¹⁰ 10月7日、警察庁は、各都道府県警察の長らに対し、「『旧統一教会』問題への更なる取組の推進について」との通達を発出した。
- ¹¹ 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部は、10月6日、都道府県知事等に宛てた「精神保健福祉センターにおける相談対応について」において、他の関係機関が発出した各通知を引用した上、「関係機関との連携を適切に」行うように協力を依頼している。
- ¹² 厚生労働省社会・援護局は、10月6日、都道府県知事等に宛てた「市町村、福祉事務所及び自立相談支援機関における相談対応について」において、他の関係機関が発出した各通知を引用した上、「関係機関との連携を適切に」行うよう協力を依頼している。
- ¹³ 10月6日付け厚生労働省子ども家庭局が各都道府県知事及び市町村長に宛てた通知文書参

照。

¹⁴ 文部科学省初等中等教育局は、10月6日、各都道府県教育委員会教育長等に宛てた通知文書（以下「10月6日付け文科省通知」という。）において、「SC（※スクールカウンセラー）及びSSW（※スクールソーシャルワーカー）の配置拡充を含めた教育相談体制の充実に向けた施策を講じていく」とした上、「学校においては、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努める」とした。

¹⁵ 法務省人権擁護局は、10月6日、法務局人権擁護部長等に宛てた通知文書において、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS（LINE）による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因して子どもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、関係機関との連携を含む「実効的な相談対応等を積極的に実施する」とした。

¹⁶ 10月6日付け文科省通知においては、「児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと」としている。

¹⁷ 児童の権利に関する条約には、生命に対する権利、児童の最善の利益の考慮、児童の意見の表明の権利の確保、差別の禁止などが規定されている。法務省の人権擁護機関においては、このような観点を踏まえた人権啓発活動を行っていく。また、こうした取組を実施するに当たっては、宗教を理由とする偏見・差別があってはならないことや、信仰告白を強要することは信教の自由の侵害にもつながることについても配慮した内容とする。

¹⁸ 外務省では、10月3日、領事事務を行っている全ての在外公館に対し、在外邦人からの「旧統一教会」関連の所在調査依頼や支援要請を受けた場合には、遅滞なく随時外務本省に報告・相談しながら、適切に対応するよう訓令を発出した。

¹⁹ 総務省行政評価局行政相談企画課及び行政相談管理官室は、9月30日、全国50か所の総務省行政相談センター（管区行政評価局、四国行政評価支局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）宛てに、行政相談における「旧統一教会」問題への対応について通知した。

²⁰ 9月7日付け及び10月7日付けで総務省地域力創造グループ地域政策課長が各都道府県及び各市区町村の総務部長宛てに「『旧統一教会』問題・相談集中強化期間における相談対応への適切な対応について」を発出した。

²¹ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00200.html

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

令和 4 年 8 月 15 日
関係省庁申合せ
令和 4 年 9 月 1 日
一部改正

- 1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	外務省領事局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	厚生労働省社会・援護局長

- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

相談状況の分析（9月5日～10月31日）

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

全体の動向

○ 相談実績

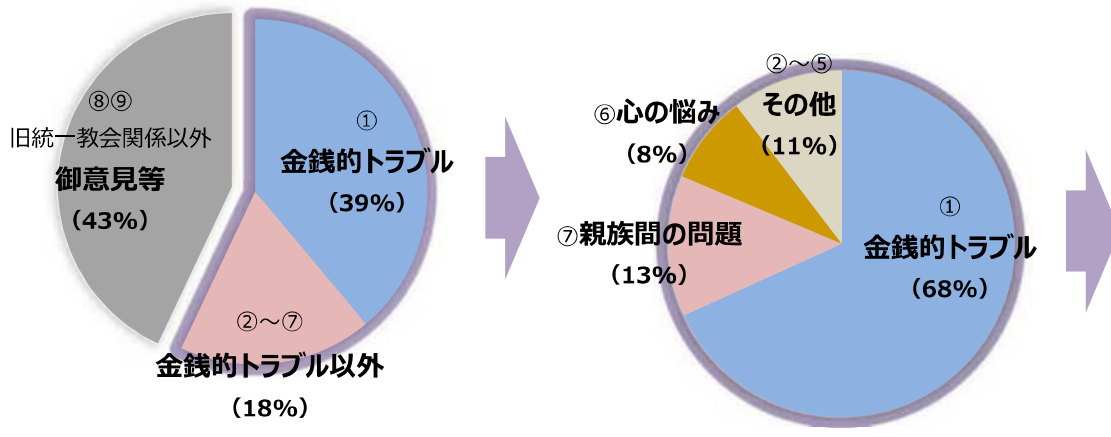
受付相談件数 3,650件（累計）

旧統一教会関係の相談									旧統一教会関係以外の相談
① 金銭的トラブル	② 身体的被害及びその危険、行為の強制	③ 生活苦	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康に関する問題も含む）	⑦ 親族間の問題	⑧ 行政に関する相談	⑨ その他	
1,615	96	53	72	25	195	311	558	421	806

※ 相談内容が複数ある場合は重複して計上しているため、受付相談件数とは一致しない。

○ 相談類型

うち旧統一教会によるとされた被害に関する相談
2,367件（相談実績の①～⑦）



○ 相談者の年齢

成年（18歳以上）	未成年	不明
96.6%	0.1%	3.3%

○ 相談者の性別

男性	女性	不明
42.0%	57.6%	0.4%

合同電話相談窓口からの紹介先

紹介先	件数	割合
法テラス	1,246	68.4%
消費者ホットライン	136	7.5%
よりそいホットライン	119	6.5%
警察	115	6.3%
法務局（人権相談）	43	2.4%
精神保健福祉センター	38	2.1%
生活困窮者自立支援機関	32	1.8%
その他	92	5.0%

金銭的トラブル（1,615件）

○ 直近の金銭支出時期

1年以内	17%
2～5年以内	8%
6～10年以内	10%
11～20年以内	16%
20年越え	37%
不明	12%

○ 相談主体

信者	元信者	親族	知人等	不明
7%	24%	50%	16%	3%

○ 金銭支出の目的 ※

物品	献金	役務	不明
54%	47%	12%	15%

※ 同一の相談での対象が複数の場合は重複して計上。

○ 金銭支出の経緯

霊感商法的言動	強要的言動	不明
29%	3%	68%

○ 相談者又は金銭支出者の状況

生活保護	自己破産	年金費消	預金消失	不明
0.3%	1.3%	1.2%	14.2%	83.0%

○ 相談例

- ・ 信者であった10年間、祝福結婚、先祖解怨などの名目で、数百万円から10万程度の献金を多数回繰り返してきたが、取り戻せるか。
- ・ 信者である家族が、これまで1億円を超える献金をしたため、自己破産したほか、私はその家族のために借入れも行っている。返金を求めたい。
- ・ 信者である家族は、ここ数年1,000万円弱の献金をするため、生命保険を担保に借金し、公共料金も支払っていない。どうしたら良いか。
- ・ 私は信者でないが、数年前、除霊のためと言われて壺を買い、健康食品等も購入した。返金を求めたい。

金銭的トラブル以外の相談例（752件）

- ・ 2世信者であるが、幼少期からの環境等によりうつ病を発症したので医療機関などを紹介してほしい。
- ・ 2世信者であるが、家族から離れて暮らしたい。独立したい。
- ・ 信者である配偶者に自分の年金を献金につぎ込まれ、生活が苦しい。
- ・ 退会しようとしたところ、脅迫のような行為を受けた。
- ・ 両親が収入の多くを献金してしまうため、経済的に苦しく、就学が困難である。
- ・ 2世信者であるが、高校生のころ関係者から1週間断食をさせられたことがあった。

御意見等（1,785件）

○ 類型

⑧行政に関する相談	⑨その他	旧統一教会関係以外の相談
31%	24%	45%

○ 内容

